

長期収載品処方に係る 選定療養費について

令和6年10月から診療報酬改定により長期収載品の選定療養の制度が導入されました。患者さんの希望で長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品）を選んだ場合、後発医薬品との差額の2分の1が選定療養費として患者さんの自己負担となる仕組みです。ご理解ご協力のほどお願いいたします。